

令和6年度の振り返り

【第4問】問題と考え方

★中小企業施策に関する三者択一問題となっており、例年の傾向通りの問題です。

ここでは三つの選択肢のなかから「最も適切なもの」「最も不適切なもの」を選ぶ問題となっているので、問題をしっかり読んで回答しましょう。

(ポイント)

- ①過去の問題の文章に変化を加えて出題されることがあるので、過去問の選択肢などもしっかり確認しておくこと。過去問を重点的に解くこと。
- ②知識の問題なので、いかに中小企業施策を知っておくかが重要。

出題の傾向

第4問『中小企業施策』 【三者択一問題】

- 中小企業施策のうち、組合運営に携わる方に、是非とも知っておいてほしい施策を選んで

出題されています。中小企業施策は幅広く、そのすべてを知ることは容易ではないし、必ずしも必要では無いので、基幹をなす施策とともに新規の施策や、組合に直接関わる施策を中心に出题されています。

- 令和5年：中小企業白書、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、小規模企業共済制度、租税特別措置法
- 令和4年：中小企業白書、小規模事業者持続化補助金、中小企業基本法、中小企業等経営強化法、高度化事業
- 令和3年：中小企業白書、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、官公需法、小規模企業共済制度、中小企業組合等課題対応支援事業
- 令和2年：中小企業基本法、中小企業等経営強化法、中小企業白書

中小企業基本法による定義

業種

定義

- 卸売業 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- 小売業 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- サービス業 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- 製造業その他 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

令和6年度の振り返り

【第4問】問題と考え方①

1. 中小企業は日本経済のなかで大きな役割を果たしている。とりわけ、中小企業は地域経済の要であり、地域産業の重要な担い手であるため、地域全体の活性化に果たす役割も非常に大きい。中小企業に関する記述として、次のうち最も不適切なものはどれか。

ア 2021年には約336.5万者の中小企業があり、そのうち小規模企業は、1次産業を除いた民営企業全体の84.5%である。

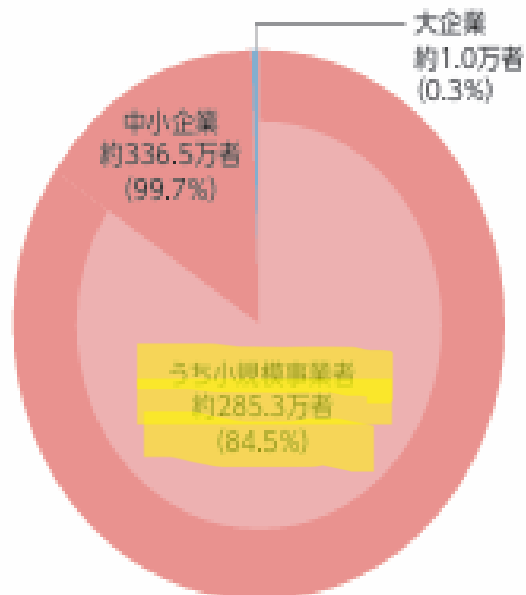
イ 2021年には中小企業で働く従業員数が1次産業を除いた民営企業全体の約80.7%を占めている。

ウ 2020年の中小企業の付加価値額は、1次産業を除いた民営企業全体の約56.0%を占めている。|

● 中小企業・小規模事業者の企業数、従業者数、付加価値額

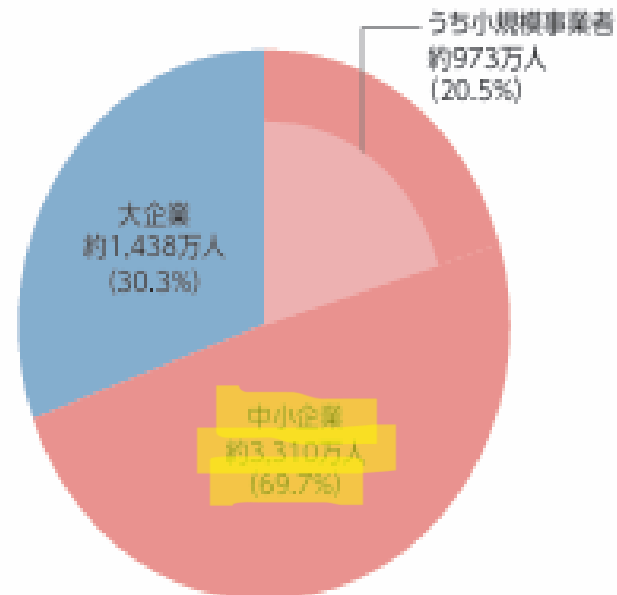
企業数(2021年)

中小企業は全企業の約99.7%



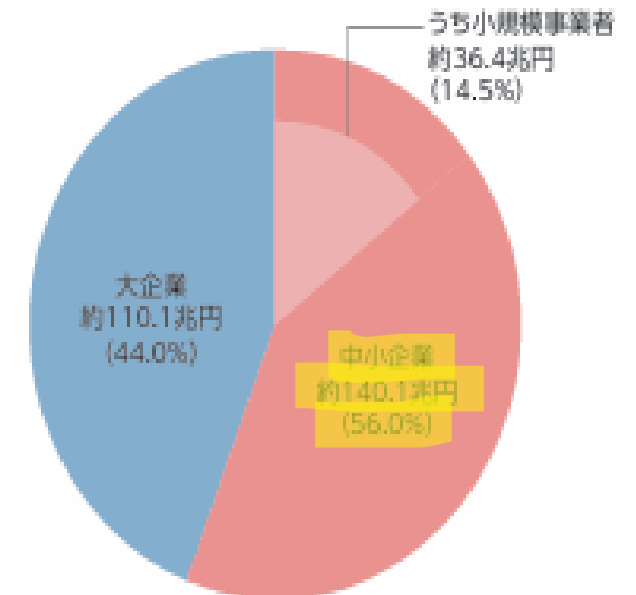
従業者数(2021年)

中小企業の従業者数は全体の約70%



付加価値額(2020年)

中小企業の付加価値額は全体の約56%



資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

令和6年度の振り返り

【第4問】問題と考え方②

2. 生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資・システム構築等を支援する施策に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」がある。この施策の対象になるのは、特定の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定し、実施する中小企業・小規模事業者等である。この要件の記述として最も適切なものはどれか。

- ア 付加価値額の年平均成長率が3%以上であること。
- イ 給与支給総額の年平均成長率が3%以上であること。
- ウ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金+100円以上とすること。



ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金

第21次公募要領概要版

あくまでも概要版になりますので、必ず、[第21次公募要領](#)をご確認の上で申請してください。

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

ものづくり補助金事務局サポートセンター

受付時間：10:00～17:00（土日祝日および12/29～1/3を除く）

電話番号：050-3821-7013

メール：（公募要領について）kakunin@monohoho.info

（電子申請システムについて）monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

2025年7月

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金事務局（全国中小企業団体中央会）

基本要件の種類

基準値

達成する時点

①付加価値額の増加要件

年平均成長率+3.0%以上

3-5年の事業計画期間最終年度

給与支給総額 従業員及び役員の年平均成長率+2.0%以上

②賃金の増加要件

1人あたり
給与支給総額

従業員及び役員の事業実施都道府県における
最低賃金の直近5年間の年平均成長率※以上
※P9「都道府県別最低賃金年平均成長率」をご参照ください。

3-5年の事業計画期間最終年度

③事業所内最低賃金水準要件

事業実施都道府県の最低賃金+30円以上

3-5年の事業計画期間中、毎年

<「②賃金の増加要件」の目標値の設定及び達成に関する補足>

- 給与支給総額及び1人あたり給与支給総額について、従業員及び役員がいずれも基準値以上となる目標値を設定してください。
- 給与支給総額及び1人あたり給与支給総額の少なくともいずれか一方が達成しないと返還が生じますので十分に取り組んでください。

令和6年度の振り返り

【第4問】問題と考え方③

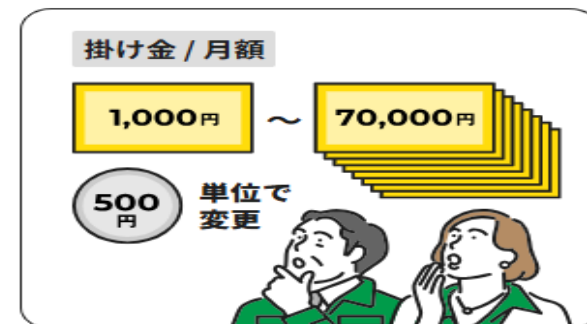
3. 小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度が、小規模企業共済制度である。この制度の記述として最も不適切なものはどれか。

- ア 毎月の掛金は1万円である。
- イ その年に納付した掛金は、その年分の総所得金額から全額所得控除できる。
- ウ 納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金などの貸付けを受けることができる。

Features 02

積み立てだから、着実に備えられる 状況に応じて掛金変更可能

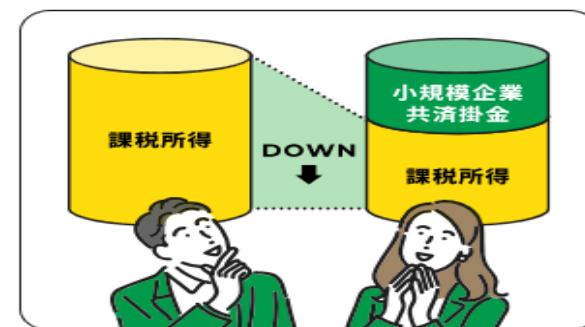
月額1,000円～70,000円まで500円単位で掛金を変更できるので、経営状況に合わせて無理なく着実に積み立てができます。投資ではないので、**自分で運用する必要ありません。**



Features 03

税制上の優遇措置あり 掛金全額が所得控除

掛金は税制上、小規模企業共済等掛金控除として課税対象となる所得から控除できます。月額の掛金が大きいかいほど優遇幅が大きくなります。

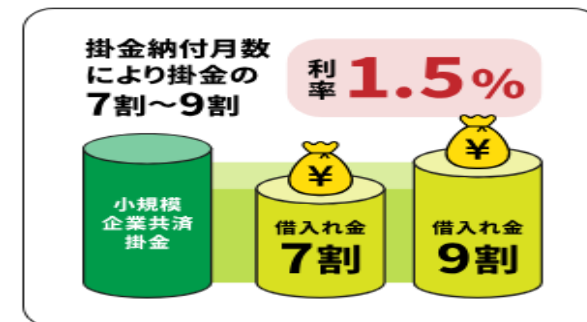


Features 04

貸付制度も利用可能 経営の強い味方

加入者は貸付資格を取得した後、**納付した掛金から算定した貸付限度額の範囲内で借入れが可能**です。困ったときにすぐに借入れができるので、事業の心強い味方となります。**一般貸付の年利は1.5%**です。

※借入れには条件があります。



令和6年度の振り返り

【第4問】問題と考え方④

4. 法人税の計算にあたり、法人の得意先や仕入先など、事業の関係者への接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出するものを交際費等という。また交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用のことを接待飲食費という。この交際費等及び接待飲食費に関する記述として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- ア 法人が支出した交際費等は、原則として損金の額に算入しないこととされている。
- イ** 中小法人は500万円までの交際費等の全額損金算入が認められている。
- ウ 中小法人は、定額の控除限度額による損金算入と、接待飲食費の50%の損金算入との選択適用が認められている。

中小企業庁

↓ 本文へ サイトマップ English 文字サイズ 標準 大

サイト内検索 Googleカスタム検索 検索 Q

中小企業庁について 審議会・研究会 白書・統計 政策について 申請・お問合せ

ホーム > 政策について > 税制 > 交際費課税の特例

交際費課税の特例

～新しい顧客の開拓、お得意様との関係維持のために～



税制

中小企業向け「買上げ促進税制」※
（旧、中小企業向け「所得拡大促進税制」）

中小企業投資促進税制

中小企業向け研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について

出典：[中小企業庁](https://www.sme.go.jp/)

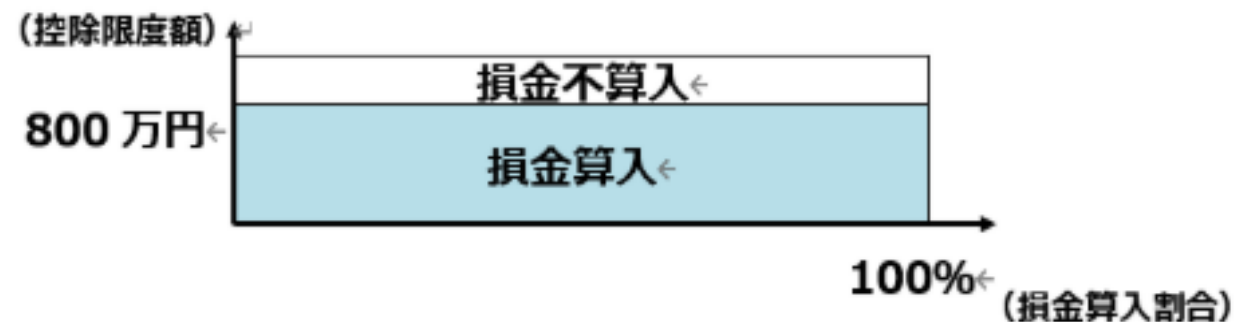
交際費課税の特例について 【適用期限：2026年度末(2027年3月31日)まで】

法人が支出した交際費等は、原則として、損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人は、① 800万円までの交際費等の全額損金算入②接待飲食費の50%の損金算入(注1)の選択適用が認められています(注2)

注1)接待飲食費の50%の損金算入の適用は中小法人以外の法人(事業年度終了日における資本金の額等が100億円以下の法人に限る)にも認められています。

注2)適用期間は令和9年3月31日までに開始した事業年度です。

制度の概要



令和 6 年度の振り返り

【第 4 問】 問題と考え方⑤

5. 中小企業白書では厚生労働省の「雇用保険事業年報」を使用して、企業の開業率と廃業率について推計している。この推計による開業率と廃業率に関する記述について、最も不適切なものはどれか。

- ア 開業率は、1990 年代は低下傾向にあり、2000 年代から 2010 年代半ばにかけて緩やかな上昇傾向で推移したが、2018 年度には再び低下した。
- イ 廃業率は 2010 年度から低下傾向にあり 2022 年度はわずかに上昇した。
- ウ 2000 年以降、廃業率は一貫して開業率を上回っている。

第1-1-59図は、厚生労働省「雇用保険事業年報」を用いて、開業率と廃業率の推移を見たものである。2023年度の「開業率」は、2022年度から横ばいの3.9%、「廃業率」は、2022年度から上昇し、3.9%となった。

第1-1-59図 開業率・廃業率の推移

